

指定保育士養成施設自己点検表

養成施設名:
 課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()
 修業年限: ()年

法 ……児童福祉法
 施行令……児童福祉法施行令
 施行規則……児童福祉法施行規則
 基準……指定保育士養成施設指定基準

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。

点検項目	判定	確認書類
<p>1 入学、既履修科目の単位認定に関する事項</p> <p>(1) 入学定員を超過して学生を受け入れていないか。</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則に定める入所資格を有しないものを入所させていないか。 (児童福祉法施行規則第6条の2第1項) 『入所資格を有するものは、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、指定保育士養成施設の指定を受けようとする学校が大学である場合における当該大学が同法第90条第2項の規定により当該大学に入学させた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であること。』</p> <p>○卒業証明書等の写し等を提出させ、入所資格の確認をしているか。</p> <p>・編入生、転学部(学科)生がいる場合の、既履修科目の認定は適切か。 (指定保育士養成施設指定基準第2-5-(1)-⑧) 『教育上有益と認めるときは、学生が入所中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該教科目に相当する教科目の履修により修得したものとみなすことができる。 また、指定保育士養成施設以外の学校等で履修した教科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科目について、30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。』</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・学則</p> <p>・募集要項</p> <p>・入学資格</p> <p>・確認書類</p> <p>・科目認定規程類</p> <p>・科目認定関係資料</p>
<p>2 教員資格要件等に関する事項</p> <p>(1) 専任教員の数は不足していないか。〔入学定員50人まで…6人。以降入学定員50人増すごとに2名〕 (指定保育士養成施設指定基準第2-4-(2)-ア-ア) 『教科担当教員については、専任の教科担当教員(以下「教科担当専任教員」という。)を入学定員50につき6人以上置き、その担当は、「児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法」別表第1の系列欄に掲げる5系列のうち、「総合演習」を除く4系列については、それぞれ最低1人とすることが望ましいこと。 また、入学定員が50人増すごとに、教科担当専任教員を2人以上加えることが望ましいこと。』</p> <p>(2) すべての教科担当専任教員は、次のいずれかに該当する者であって、教育の能力があると認められた者であるか。 ※(教員、担当科目毎に教員要件を確認すること。) (指定保育士養成施設指定基準第2-4-(2)-イ) 1)博士又は修士の学位を有し、研究上の業績のある者 2)研究上の業績が1)に掲げる者に準ずると認められる者 3)教育上、学問上の業績ある教育経験者 4)学術技能に秀でた者 5)児童福祉事業に関し特に業績のある者</p> <p>(3) 非常勤教員は、教科担当専任教員に準ずる者又は専門科目に関する実務に深い経験を有する者であるか。 ※(教員、担当科目毎に教員要件を確認すること。) (指定保育士養成施設指定基準第2-4-(2)-ウ)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>・教員一覧</p>

指定保育士養成施設自己点検表

点検項目				判定	確認書類	
3 教育に関する事項 (1) 指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法は以下の内容以上であるか。 旧カリキュラム	現 行			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	教育課程表 ・シラバス	
	系 列	教 科 目	設置単位数			履修単位数
		外国語（演習）	2以上			
		体育（講義）	1			1
		体育（実技）	1			1
		その他	6以上			
	教 養 科 目 計		10以上			8以上
	保育の本質 ・目的に関する科目	保育原理（講義）	2			2
		教育原理（講義）	2			2
		児童家庭福祉（講義）	2			2
		社会福祉（講義）	2			2
		相談援助（演習）	1			1
		社会的養護（講義）	2			2
		保育者論（講義）	2			2
			計13			計13
	保育の対象 の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ（講義）	2			2
		保育の心理学Ⅱ（演習）	1			1
		子どもの保健Ⅰ（講義）	4			4
		子どもの保健Ⅱ（演習）	1			1
		子どもの食と栄養（演習）	2			2
		家庭支援論（講義）	2			2
		計12	計12			
保育の内容 ・方法に関する科目	保育課程論（講義）	2	2			
	保育内容総論（演習）	1	1			
	保育内容演習（演習）	5	5			
	乳児保育（演習）	2	2			
	障害児保育（演習）	2	2			
	社会的養護内容（演習）	1	1			
	保育相談支援（演習）	1	1			
		計14	計14			
保育の 表現技術	保育の表現技術（演習）	4	4			
保育実習	保育実習Ⅰ（実習）	4	4			
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	2			
総合演習	保育実践演習（演習）	2	2			
必 修 科 目 計		51	51			
保育に関する科目 （上記の系列より科目設定）		15以上	6以上			
保育実習Ⅱ又はⅢ（実習） 保育実習指導Ⅱ又はⅢ（演習）		2	2			
		1	1			
選 択 必 修 科 目 計		18以上	9以上			
合 計		79以上	68以上			

指定保育士養成施設自己点検表

点検項目				判定	確認書類
新カリキュラム					
改正後					
	系 列	教 科 目	設置単位数	履修単位数	
教 養 科 目		外国語（演習）	2以上		
		体育（講義）	1	1	
		体育（実技）	1	1	
		その他	6以上		
教 養 科 目 計			10以上	8以上	
必 修 科 目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理（講義）	2	2	
		教育原理（講義）	2	2	
		子ども家庭福祉（講義）	2	2	
		社会福祉（講義）	2	2	
		子ども家庭支援論（講義）	2	2	
		社会的養護Ⅰ（講義）	2	2	
		保育者論（講義）	2	2	
			計14	計14	
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学（講義）	2	2	
		子ども家庭支援の心理学（講義）	2	2	
子どもの理解と援助（演習）		1	1		
子どもの保健（講義）		2	2		
子どもの食と栄養（演習）		2	2		
		計9	計9		
保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目	保育の計画と評価（講義）	2	2		
	保育内容総論（演習）	1	1		
	保育内容演習（演習）	5	5		
	保育内容の理解と方法（演習）	4	4		
	乳児保育Ⅰ（講義）	2	2		
	乳児保育Ⅱ（演習）	1	1		
	子どもの健康と安全（演習）	1	1		
	障害児保育（演習）	2	2		
	社会的養護Ⅱ（演習）	1	1		
	子育て支援（演習）	1	1		
		計20	計20		
(削除)					
保 育 実 習	保育実習Ⅰ（実習）	4	4		
	保育実習指導Ⅰ（演習）	2	2		
総 合 演 習	保育実践演習（演習）	2	2		
必 修 科 目 計			51	51	
選 択 必 修 科 目	保育に関する科目 （上記の系列より科目設定）		15以上	6以上	
	保育実習Ⅱ又はⅢ（実習）		2	2	
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ（演習）		1	1	
	選 択 必 修 科 目 計			18以上	9以上
合 計			79以上	68以上	
(2) 単位の算定方法は短期大学設置基準第7条の例により算定しているか。				<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
(3) 実際の授業時間数<学則で定める単位数×1単位あたりの時間数となっていないか。				<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○試験を授業時間として算入する場合、当該試験は教員要件を満たす教員により実施されているか。					
また、試験を授業時間として算入する場合の試験時間は通常の授業1コマ分より短時間となっていないか。					
(1単位2時間(90分)×15コマとなっている科目の15コマ目を試験としている場合において、試験のみ60分で終了しており、通常の授業時間より短時間となっているような事例はないか。)					
(4) 教科目毎の学生の出席状況が出席簿等により管理されているか。				<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
○学則等で定める単位認定に必要な出席日数を満たさない者に対し単位認定している事例はないか。					

出勤簿
出席簿
講義録
成績認定
会議記録

指定保育士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類																											
<p>4 実習に関する事項</p> <p>(1) 実習時期は原則として2年課程の場合2年次に、3年以上の課程の場合3年次以降に行われているか。 (保育実習実施基準第2-3)</p> <p>(2) 保育実習実施基準に定める施設以外の施設での実習がないか。 【各実習毎の実習施設】 保育実習〔必修・4単位・おおむね20日〕 保育所、幼保連携認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業 (ただし、「家庭的保育事業等の施設及び、運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号) 第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型に限る) 若しくは同条第12項の事業所内保育事業であって同法第34条の15第1項の事業 及び同法同条第2項の許可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」) 及び乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所支援施設、 児童発達支援センター(児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る)、障害者支援施設、 指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、 情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のみ)の園 ○保育実習4単位の履修方法は、保育所又は幼保連携型認定こども園或いは、 小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び、上記に掲げる保育所以外の施設 における実習2単位となっているか。 保育実習Ⅱ〔選択必修・2単位・おおむね10日〕 保育所又は幼保連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業 保育実習Ⅲ〔選択必修・2単位・おおむね10日〕 児童更生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている 施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの。</p> <p>(3) 実習時間数が学則で定める時間数となっているか。 ○実習の時間数が確認できる書類が保管されているか。 ○実際の実習時間数<学則で定める実習の単位数×1単位当たりの時間数となっていないか。</p> <p>(4) 教員による巡回指導が適正に行われているか。 (保育実習実施基準第3-3、4、5) ○実習期間中に少なくとも1回以上の巡回を実施しているか。 ○養成施設の教員以外の者が巡回指導を行っていないか。 ○実習期間中に学生に指導した内容を記録しているか。また、実習施設の実習指導者に対し、毎日、 実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮しているか。</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>実習施設 一覧表</p>																											
<p>5 変更承認及び届出に関する事項</p> <p>(1) 変更承認もしくは届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等を変更し、 運用していないか。 (平成7年2月28日児発第138号(厚生省児童家庭局長通知))</p> <table border="1" data-bbox="215 1391 914 1783"> <thead> <tr> <th colspan="2">事 項</th> <th>承認申請または届出の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">学 則</td> <td>修業年限</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">修業教科目単位数及び 履修方法</td> <td>必修科目</td> <td>承認申請</td> </tr> <tr> <td>選択必修科目</td> <td>承認申請</td> </tr> <tr> <td>教養科目</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td>学生定員</td> <td>承認申請</td> </tr> <tr> <td>入所資格</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td>単位の算定方法</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td>その他(※)</td> <td>届出不要</td> </tr> <tr> <td>設置者の氏名又は名称及び住所</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td>名称及び位置</td> <td>届 出</td> </tr> <tr> <td>学校若しくは施設の長</td> <td>届出不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)学則中の「その他」とは、以下の事項が含まれる。 1 学年、学期及び休業日に関する事項 2 部科及び課程の組織に関する事項 3 授業日時数に関する事項 4 学習の評価に関する事項 5 職員組織に関する事項 6 退学、転学、休学及び卒業に関する事項 7 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項 8 賞罰に関する事項 9 寄宿舎に関する事項</p> <p>(2) 承認申請は、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあたっては変更を行おうとする日)の 6か月前までに申請書を提出しているか。</p> <p>(3) 変更届は、変更のあった日から起算して1月以内に届出書を提出しているか。</p>	事 項		承認申請または届出の区分	学 則	修業年限	届 出	修業教科目単位数及び 履修方法	必修科目	承認申請	選択必修科目	承認申請	教養科目	届 出	学生定員	承認申請	入所資格	届 出	単位の算定方法	届 出	その他(※)	届出不要	設置者の氏名又は名称及び住所	届 出	名称及び位置	届 出	学校若しくは施設の長	届出不要	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	<p>過去の申請 書類 過去の提出 届書類</p>
事 項		承認申請または届出の区分																											
学 則	修業年限	届 出																											
	修業教科目単位数及び 履修方法	必修科目	承認申請																										
		選択必修科目	承認申請																										
		教養科目	届 出																										
	学生定員	承認申請																											
	入所資格	届 出																											
単位の算定方法	届 出																												
その他(※)	届出不要																												
設置者の氏名又は名称及び住所	届 出																												
名称及び位置	届 出																												
学校若しくは施設の長	届出不要																												

指定保育士養成施設自己点検表

点検項目	判定	確認書類
6 その他 (1) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
 なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日: 令和 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: